

# 一般負担の上限額の見直しについて

平成 30年 4月 26日

- 資源エネルギー庁は、平成27年1月の電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにおいて、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入拡大などにより、下位系統に電源が多数連系することとなり、不特定多数が利用する電力系統における送配電等設備が必要となったことを踏まえ、**効率的な設備形成と受益の応じた適切な費用負担の在り方**について検討を実施。
- この検討を踏まえ、平成27年11月6日に「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針」（以下「**費用負担ガイドライン**」という。）を策定し、ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る費用負担の在り方に関する基本的な考え方が示された。
- 費用負担ガイドラインでは、**基幹系統の増強等は原則一般負担とし、基幹系統以外の増強は受益に応じて一般負担分と特定負担を整理**している。
- また、費用負担ガイドラインでは、原則一般負担とした費用負担において、「**一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として電力広域的運営推進機関**（以下、「広域機関」という。）**が指定する基準額を超えた額**」を一般負担の限界とし、基準額を超えた額を特定負担とした。

## 効率的な設備形成・費用負担ガイドライン抜粋

### 4. ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る発電設備設置者の費用負担の在り方

#### (1) 基本的な考え方

ネットワーク側の送配電等設備の増強等に係る費用負担の在り方については、①特定の発電設備設置者が受益している場合には、受益の範囲に応じ特定負担とし、②特定の発電設備設置者が受益しているといえない場合には、一般負担とする「**受益者負担**」を基本として**費用負担割合を判断**することとする。

具体的には、以下のとおりとする。

#### <費用負担の考え方 (まとめ) >

##### 1. 特定負担・一般負担の算出

- (1) ネットワーク側の送配電等設備のうち、**基幹系統**を構成する送変電等設備の増強等にかかる費用については、原則として**一般負担**。
- (2) **基幹系統以外**の送配電等設備の増強等にかかる費用については、**以下の観点から**、特定負担とすべき額（以下「**特定負担額**」という。）**及び**一般負担とすべき額（以下「**一般負担額**」という。）**を算定**。
  - (a) 設備更新による受益
  - (b) 設備のスリム化による受益
  - (c) 供給信頼度等の向上による受益

##### 2. 一般負担の限界

**一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として電力広域的運営推進機関**（以下、「**広域機関**」という。）**が指定する基準額を超えた額**については、上記にかかわらず、**特定負担**。

##### 3. 一般負担とされた費用の一般電気事業者間での精算 (略)

- これを踏まえ、広域系統整備委員会では、当該基準額を「一般負担の上限額」について費用負担ガイドラインに掲げる要素①～④の観点で審議し、以下について決定している
  - ✓ 一般負担の上限額を過去に一般負担で系統増強を実施した費用の最大のkW単価である4.1万円/kWとし、
  - ✓ 加えて、需要家の負担を踏まえ、託送料金制度との整合を図る観点からkWhに応じた負担とするため、設備利用率を用い電源種別ごとに上限額を決定

## 費用負担ガイドライン抜粋

### (6) 一般負担の限界（続き）

当該基準額については、以下に挙げるように種々の要素を専門的に検討することが必要であること、また、関係者の利害に直結するものであることなどを勘案し、全ての電気事業者が会員となっている広域機関において検討し、指定するものとする。

- ① 過去の発電設備の設置を契機としたネットワーク側の送配電等設備の増強等に必要となった費用の設備容量あたりの単価（円/kW）の分布（連系に至らなかった案件も含む。）
- ② ネットワーク側の送配電等設備の増強等に伴い得られる効果
- ③ 発電設備が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異
- ④ 増強等が必要となる送配電等設備の性質

- 第11回広域系統整備委員会（第13回追加指定）において示した電源種別毎の一般負担の上限額は以下のとおり。

電源種別	一般負担の上限額※1
バイオマス（専焼）※2	4.9万円/kW
地熱	4.7万円/kW
バイオマス（石炭混焼）	4.1万円/kW
バイオマス（LNG混焼）	4.1万円/kW
原子力	4.1万円/kW
石炭火力	4.1万円/kW
LNG火力	4.1万円/kW
小水力※3	3.6万円/kW
廃棄物（バイオマス（専焼）を除く）	3.3万円/kW
一般水力※4	3.0万円/kW
バイオマス（石油混焼）	2.3万円/kW
石油火力	2.3万円/kW
洋上風力	2.3万円/kW
陸上風力	2.0万円/kW
太陽光	1.5万円/kW

赤字は第13回広域系統整備委員会で電源追加指定

※1：税抜き

※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

※3：1,000kW以下

※4：1,000kWを超えるもの

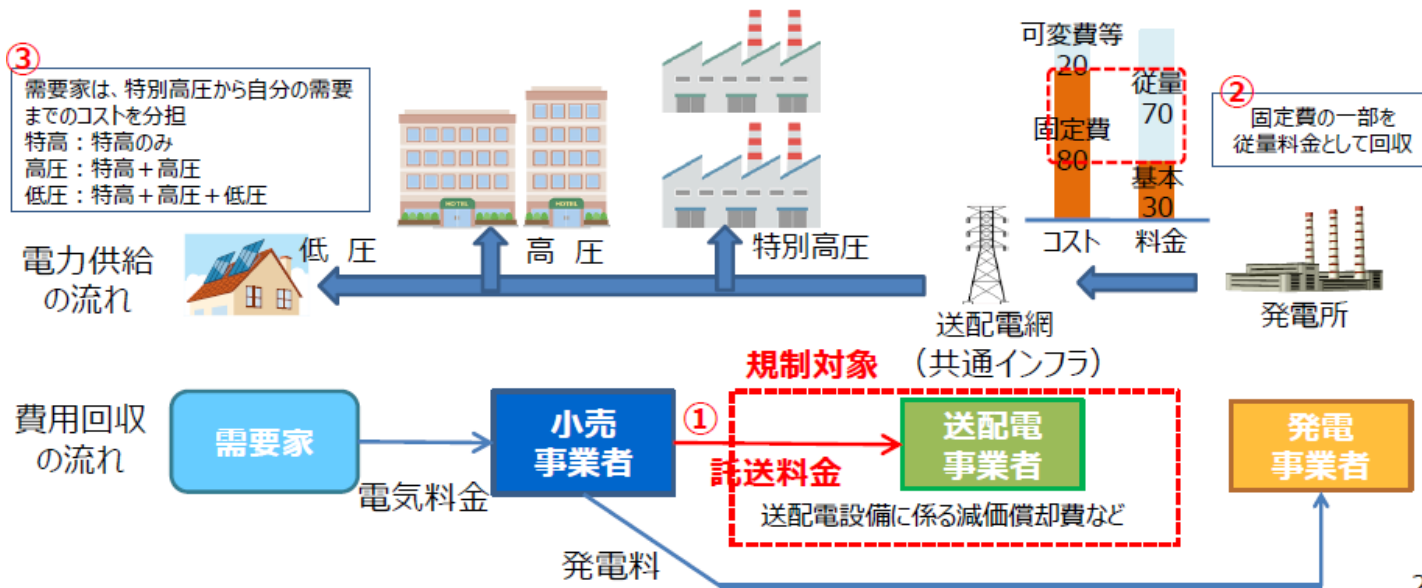
## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (電力・ガス取引監視等委員会における託送料金制度の在り方の検討)

- 電力・ガス取引監視等委員会では平成28年9月に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方ワーキンググループを設置。託送料金負担の構造が抱える課題について検討を行っている

### 託送料金負担の構造

第1回 送配電網の維持運用費用の負担の在り方検討WG(H28.9) より

- 電力供給の共通インフラである送配電網の維持、運用に係る費用は、託送料金（総括原価方式で認可）として回収（電気料金の2～3割程度）。
  - ① 小売事業者に100%課金
  - ② 固定費が8割を占めるのに対し、基本料金による回収は3割のみ
  - ③ 電気が高圧系統から低圧系統に流れる前提で費用を配賦している



## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景

### (電力・ガス取引監視等委員会における託送料金制度の在り方の検討)

- 同ワーキングでは託送料金を最大限抑制しつつも、質の高い電力供給を維持し、再生可能エネルギーの導入拡大等の新たな課題にも対応していくための必要な投資がなされるよう、以下の2つの視点から検討が行われている。
  - ① 送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現
  - ② 一般送配電事業者だけでなく、送配電設備の利用者である発電側・需要側両方に対して合理的なインセンティブが働く制度設計

### 送配電網の維持運用費用の負担の在り方検討WG中間取りまとめ 案 ～抜粋～

第12回 送配電網の維持運用費用の負担の在り方検討WG(H30.4) より

#### 2. 検討の視点

こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制するには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要である。

また、託送料金を最大限抑制しつつも、質の高い電力供給を維持し、再生可能エネルギーの導入拡大等の新たな課題にも対応していくための必要な投資がなされるよう、送配電網の維持・運用費用の回収の確実性を確保することも求められる。

このため、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（以下、「本ワーキング・グループ」という）では、以下2つの観点から、託送料金制度の在り方について検討した。

- ① 送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現
- ② 一般送配電事業者だけでなく、送配電設備の利用者である発電側・需要側両方に対して合理的なインセンティブが働く制度設計

具体的には、現行の託送料金原価の範囲を変えないことを前提としつつ、以下4点について検討を行った。

1. 送配電関連費用の利用者間の負担
2. 送配電関連設備への投資効率化や送電ロス削減に向けたインセンティブ設計
3. 電力需要の動向に応じた適切な固定費の回収方法
4. 送電ロスの補填に係る効率性と透明性向上

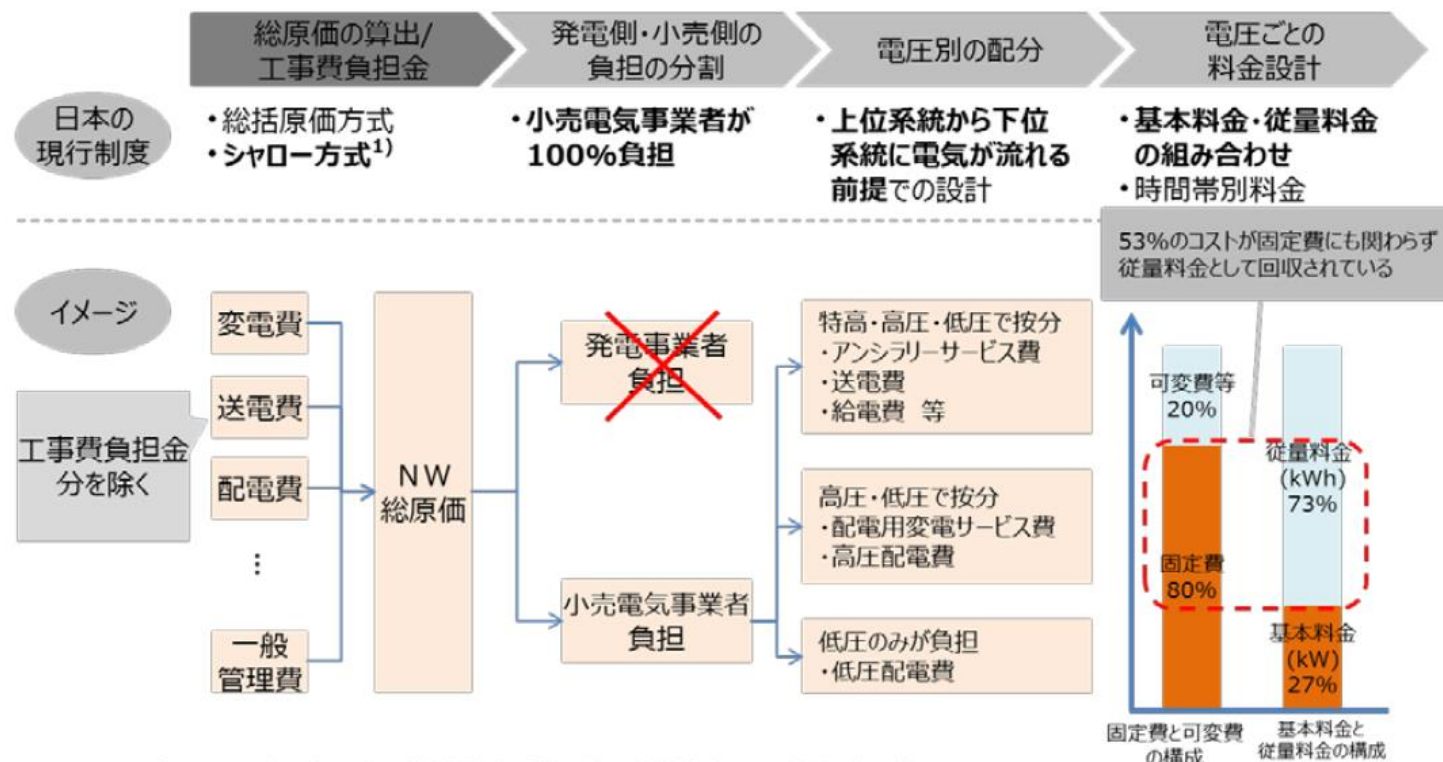


## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (電力・ガス取引監視等委員会における託送料金制度の在り方の検討)

- 従来、需要側が託送料金を負担していたが、需要の伸び悩みが見込まれる一方、電源起因による送配電関連費用の増大が想定されることなどから、系統利用者である発電側にも受益に応じた費用負担を求めることで検討している。

第12回 送配電網の維持運用費用の負担の在り方検討WG(H30.4) より

(図2) 託送料金算定の流れ<sup>4</sup>



1. 発電所から1つ目の変電所までの費用(減価償却費、事業報酬)を系統接続時に、発電事業者が一括負担

(出典) 第9回制度設計専門会合資料を一部修正

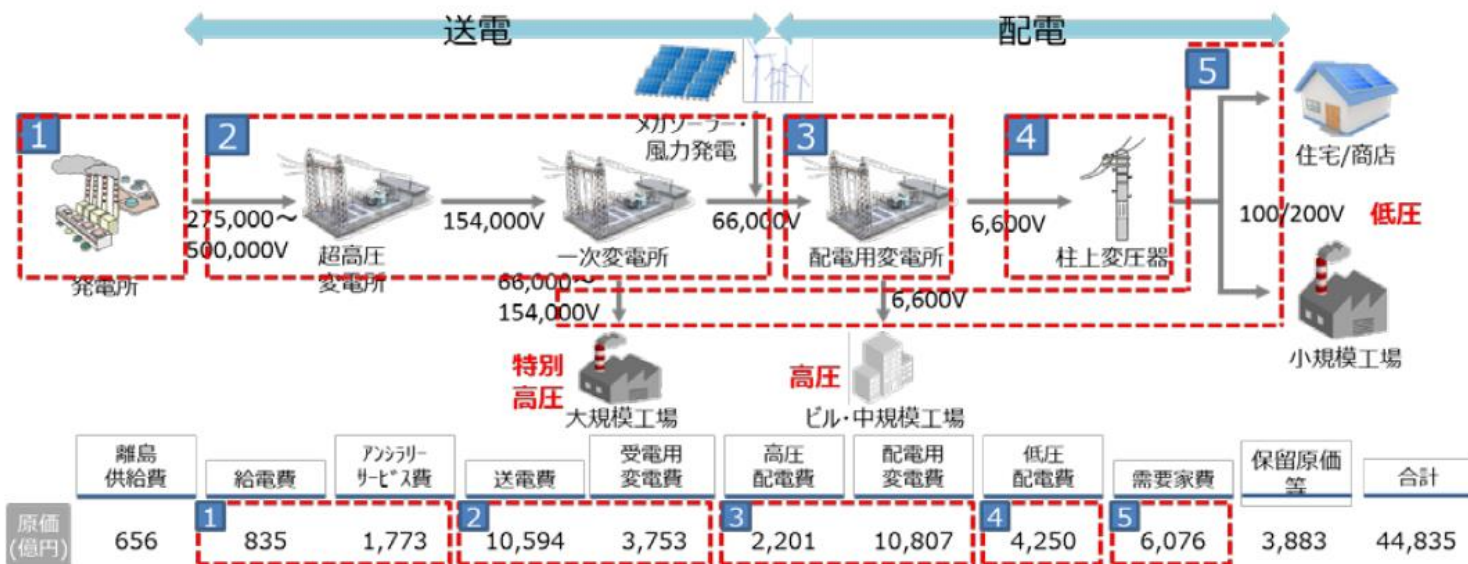


## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (電力・ガス取引監視等委員会における発電側基本料金の検討)

- 発電側基本料金については、上位系統にかかる送配電関連費用の固定費を発電側及び需要側の両方でkW当たりの費用負担が等しくなるよう、発電側に負担を求めることとしている。

第12回 送配電網の維持運用費用の負担の在り方検討WG(H30.4) より

(図3) 現在の費用構成と発電側基本料金の対象費用イメージ (電力10社合計)



(注) 上記原価は2015年度実績でいずれも可変費を含む  
(課金対象原価はこのうち固定費のみ)



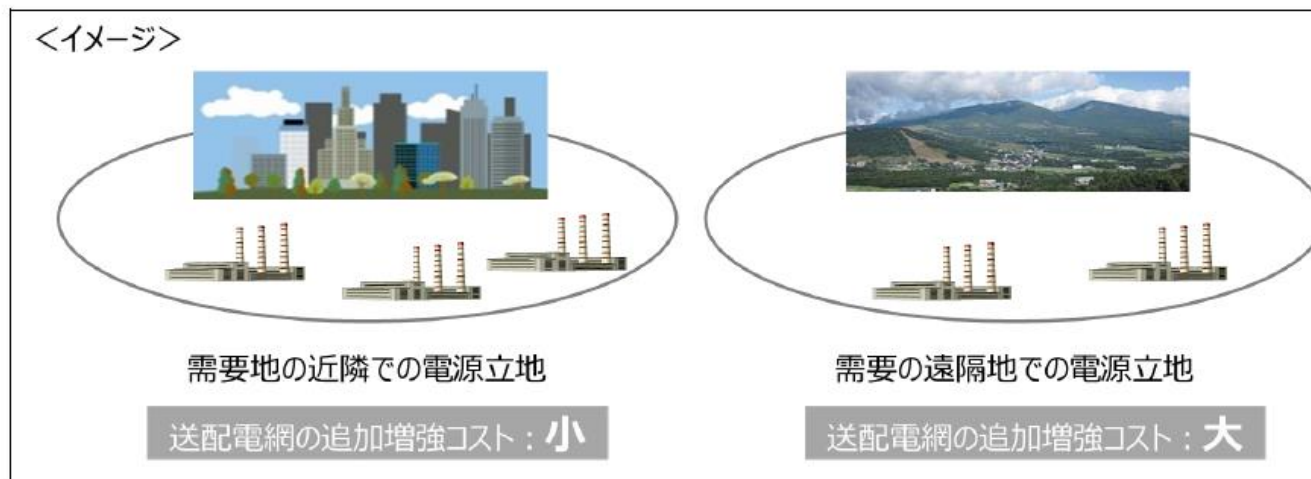
(出典) 第11回送配電網の維持・運用費用の負担の在り検討ワーキング・グループ資料を一部加工

## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (電力・ガス取引監視等委員会における発電側基本料金の検討)

- また、発電側基本料金では、電源の立地地点に応じたインセンティブを導入することで、送配電網の効率的な利用を促進することとしている。

第12回 送配電網の維持運用費用の負担の在り方検討WG(H30.4) より

【図5】 電源立地と送配電網の追加増強コストとの関係



これらの課題に対応するには、電源の立地地点に応じて、発電側基本料金の負担を軽減する制度を導入することが適当である。これにより、送配電網の効率的な利用が更に促され、発電側に関連する送配電費用の抑制化につながると期待される。

## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (資源エネルギー庁での発電側基本料金の検討)

- これを踏まえ、資源エネルギー庁においても、再生可能エネルギーに対する発電側基本料金の適用の在り方について検討を行い、「**再生可能エネルギー電源も含め、kW一律で課金することが原則**」としている。

### 再生可能エネルギーに対する発電側基本料金の適用の在

第4回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (H30.3) より

- 発電側基本料金は、**発電・NWコスト全体の削減・最適化を図るべく、送電網の効率的な利用を促すことが目的**であり、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に資するもの。系統設備コストの一部を最大kWに応じて発電側に課金するものであり、これを導入する場合には、**再生可能エネルギー電源も含め、kW一律で課金することが原則**。
- 他方、FIT電源は固定価格での買取となっており価格転嫁ができない等の**制度上の制約**や、**電源の特性**を踏まえ、以下のような対応が必要ではないか。

#### FIT買取期間中の 再生電源

- FIT電源は、**FIT制度による買取期間中はあらかじめ定められた固定価格で買い取られるため**、他の電源と異なり、発電側基本料金による**追加コストを転嫁することができない制度**となっている。
- このため、発電側基本料金の導入に当たっては、**FIT買取期間中・終了後を問わず他の電源と同様の条件で課金することを基本**としつつ、①FIT認定を受けて既に調達価格が確定しているもの、②発電側基本料金の導入後にFIT認定を受ける（調達価格が決まる）ことになるもの、それぞれについて、**どのような場合にFIT買取期間中の調整措置が必要か**、検討するべきではないか。
- その際、前回の小委員会では、「既存FIT電源のうち、利潤配慮期間の高いIRRを基に算定された調達価格の適用を受けているものについてまで、調整措置を適用する必要はないのではないか」との御指摘もあつたことも踏まえ、**具体的な調整措置の在り方については、調達価格等算定委員会においても議論**いただいてはどうか。

#### 住宅用太陽光 発電設備 (10kW未満)

- 住宅用太陽光発電設備については、事業者ではなく**一般家庭が設置するもの**であることにも配慮し、**発電側基本料金の対象外とすることが**適当ではないか。

## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (資源エネルギー庁での一般負担の上限額の検討)

- 資源エネルギー庁の審議会では、再生可能エネルギーについてもkW一律で発電側基本料金を導入する場合、電源がkWに応じて系統コストの一部を負担することから、系統接続時の**一般負担の上限額についてもkW一律とし、一律の額を4.1万円/kW**とすることを基本として、広域機関において検討を行うこととしている。

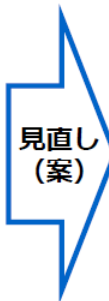
### 再生可能エネルギーに対する発電側基本料金の適用の在り方

第4回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (H30.3) より

- 発電側基本料金を導入する場合には、発電事業者が負担すべき系統コストについて、**負担と系統接続後の負担の在り方をセットで見直す**ことが必要ではないか。
- 具体的には、発電側基本料金の導入によって、**系統に接続している電源が系統コストの一部をkW一律で負担していくことになるのであれば**、現在は需要家への負担の平準化を図る観点や効率的な設備形成の観点から設備利用率に応じて電源種ごとに傾斜が設けられている**系統接続時の初期費用の一般負担上限についてもkW一律とし、負担を平準化**することが適当ではないか。
- kW一律の一般負担上限金額については、現行の一般負担上限額を決める際に基準として用いた**4.1万円/kW**（過去に一般電気事業者が火力発電設備等の連系を契機に一般負担のみで増強工事を実施した際の最大値）を**基本として、本日の議論を踏まえつつ、広域機関において審議等を行い、決定してはどうか。**

#### <現状の制度>

電源種別	一般負担の上限額 <sup>※1</sup>
バイオマス（専焼） <sup>※2</sup>	4.9万円/kW
地熱	4.7万円/kW
バイオマス（石炭混焼、LNG混焼）	4.1万円/kW
原子力	4.1万円/kW
石炭火力、LNG火力	4.1万円/kW
小水力 <sup>※3</sup>	3.6万円/kW
廃棄物（バイオマス（専焼）を除く）	3.3万円/kW
一般水力 <sup>※4</sup>	3.0万円/kW
バイオマス（石油混焼）	2.3万円/kW
石油火力	2.3万円/kW
洋上風力	2.3万円/kW
陸上風力	2.0万円/kW
太陽光	1.5万円/kW



- ✓ 電源種問わず、**kW一律の上限金額の設定**
- ✓ 一律の上限金額は**4.1万円/kWを基本**として検討

※1：税抜き  
 ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む  
 ※3：1,000kW以下  
 ※4：1,000kWを超えるもの



## 2. 一般負担の上限額の見直しの背景 (資源エネルギー庁での一般負担の上限額の検討)

- 4月の審議会では、改めて一般負担の上限額を決定した際の考え方が示され、上限額を電源種別を問わず一律とすることについては概ね了承された。
- なお、上限額を4.1万円/kWとすることについては、4.1万円/kWが高いのではないかとの意見があり、資源エネルギー庁より、当面一律の額を**4.1万円/kW**とし、必要に応じて見直すこととしてはどうかとされた。

第5回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (H30.4) より

### 見直し後の一般負担の上限額について

- 前回の本小委員会において、kW一律で課金する発電側基本料金を導入する場合には、一般負担の上限額もkW一律とする方向で見直すということで、概ね異論はなかったところ。今後、一般負担の上限額について、本小委員会の議論も踏まえつつ、広域機関において審議等を行い、決定する。
- なお、前回の本小委員会において、見直し後の一般負担の上限額については、2016年に上限額を設定した際に活用した過去に一般負担で実施することが許容されてきたネットワーク増強工事費の実績データの平均値1.1万円/kWをベースとすべきといった意見も出されたところ。
- この点、2016年の上限額設定時に基準額を4.1万円/kWとした考え方は、①当該実績データの最大値であり、②かつ平均値+3σの値であったこと、③上限額設定前の託送供給約款における「承諾の限界」の規定を適用した事案の実績(約6万円/kW～約11万円/kW)以下であったこと、がある。
- 上限額設定後、募集プロセスで基幹系統増強工事のkW当たりの単価がこの金額を超えたものはなく、これらの基準と関連して大きな環境変化はないと言えることから、引き続き4.1万円/kWを基準額とすることが適切と言えるのではないかと。この際、kW一律という考え方に立てば、一律4.1万円/kWとすることが適切ではないか。

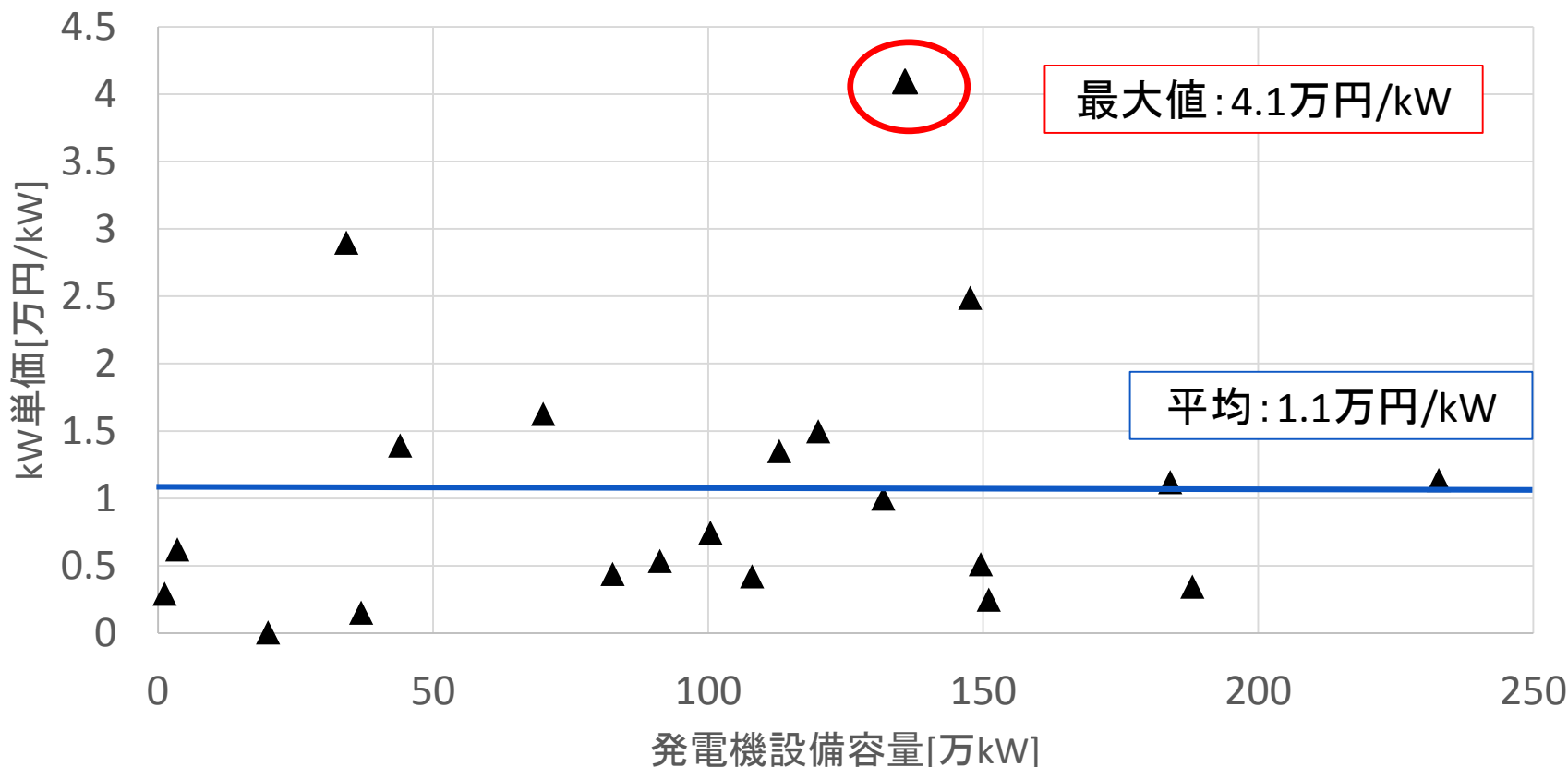
## 3-1. 一般負担の上限額の見直しについて

### 項目① ネットワーク増強工事費に係る過去実績の検討

- 費用負担ガイドラインの「**ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額**」となる額については、従来、ネットワーク増強工事費の過去実績から検討をしている。
- しかし、既に一般負担の上限額が設定されていることから、4.1万円/kWを超える実績はない。
- 一方、費用負担ガイドラインで、原則一般負担としている基幹系統の工事では、募集プロセス（入札前のものも含む）で入札負担金単価が4.1万円/kWを超えるものはなく、事実上、新たに一般負担の上限額を増加させる案件はない。



- 発電設備の系統連系を契機としたネットワーク増強工事を実施した実績について、一般電気事業者10社を対象に調査を実施し、過去に一般負担で系統増強を実施した合計21件の実績データ※<sup>1</sup>について系統増強に要した費用のkW単価（系統増強費用/発電機設備容量※<sup>2</sup>）を整理したところ、**最大値は4.1万円/kW**であった。



※1 平成12年4月(小売部分自由化)以降に、原子力又は火力発電設備の系統連系を契機にネットワーク増強工事を行った全案件の実績データ(基幹系統および基幹系統以外の工事の合計)

※2 一般電気事業者の送配電部門と発電設備設置者との接続契約における最大受電電力

## 3-2. 一般負担の上限額の見直しについて

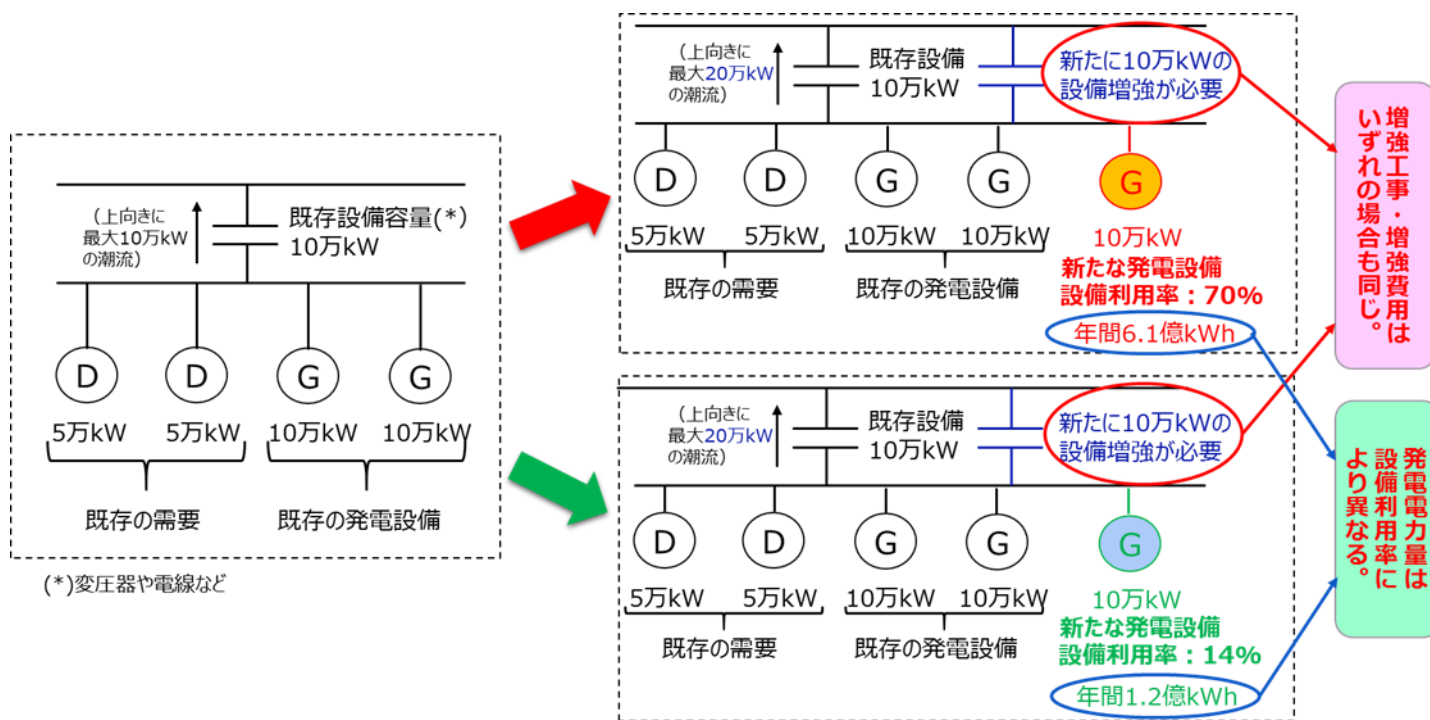
### 項目② ネットワーク側の送配電等設備の増強等に伴い得られる効果

- 一般負担の上限額を指定した当時、発電側に託送料金の課金がなかったことから、需要家負担を平準化する仕組みがなく、システムアクセス時に「**設置される発電設備の利用率によって、需要家への負担（託送料金を押し上げる影響）に差が生じることとなるため、発電設備の利用率を勘案し、需要家負担の平準化を図ることが必要**」ということから、設備利用率によって上限額に傾斜を設定することで需要家の負担平準化が図られた。
- 現在検討されている**発電側基本料金の導入により**、発電事業者には設備利用率や電源種別に関わらず、kWで応分の負担を求めるため、**効率的な設備形成が図られることが期待され、需要家負担の平準化(抑制)にもつながる**ことになる。
- これらを踏まえれば、**一般負担の上限額において設備利用率による負担の平準化は不要**ではないか。

# (参考) 項目② ネットワーク側の送配電等設備の増強等に伴い得られる効果 (需要家負担平準化)

第11回広域系統整備委員会(H28.3) より

- 発電設備の設置に伴い、送配電等設備の増強を行うことで、当該発電設備から生じる電気を流すことができるという効果が生ずる。
- 送配電等設備の増強については、発電設備から生ずる最大潮流を勘案する必要があるため、発電設備の最大受電電力が同じであれば、設備利用率にかかわらず同じ増強費用が必要となる。
- 一方、送配電等設備の増強に要した費用は、電気料金に含まれる託送料金という形で最終的に需要家が負担することとなるが、同じ設備増強を行った場合でも需要家を得る電力量は発電設備の利用率によって異なる。
- よって、設置される発電設備の利用率によって、需要家への負担（託送料金を押し上げる影響）に差が生じることとなるため、発電設備の利用率を勘案し需要家負担の平準化を図ることが必要。

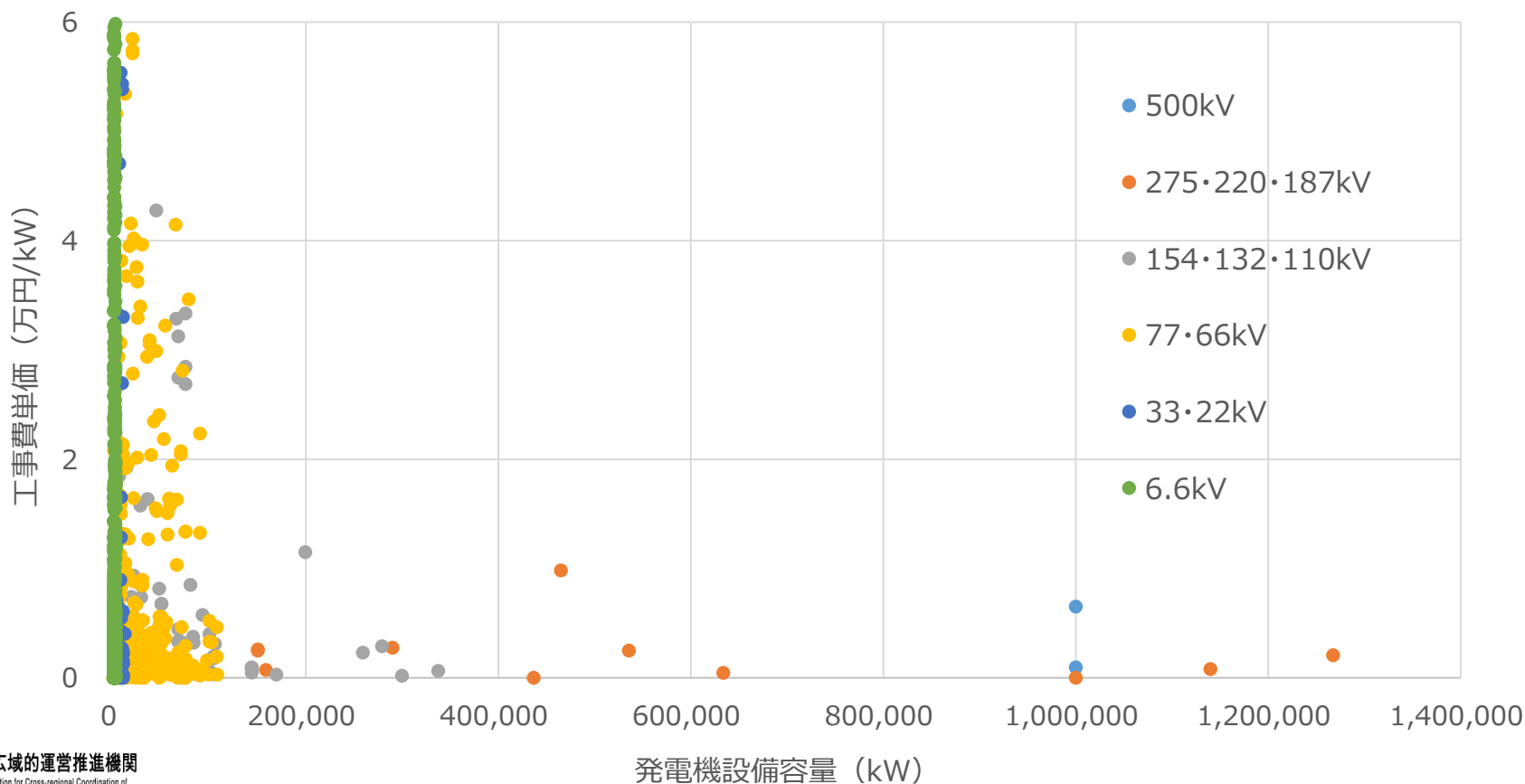


### 3-3. 一般負担の上限額の見直しについて

#### 項目③ 発電設備が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異<sup>18</sup>

- 平成28年度の接続検討結果（接続契約に至らないものも含む）において、比較的事業性のあるkW単価の範囲では、上位2電圧（基幹系統）以外はバラつきが大きく明確な差はない。
- 一方、基幹系統については比較的安価であるがサンプルの件数が少なく、接続検討の結果だけでは一般負担の上限額について差異を検討することは難しい。

電源が接続する電圧階級別のネットワーク工事費単価



## 3-4. 一般負担の上限額の見直しについて

### 項目④（増強等が必要となる送配電等設備の性質）

- これまで同様、地域間連系線等についても一般負担の上限額を適用するとともに、費用対効果を確認した上で、個別に検討することとしている。
- 現時点で、この考え方を変更する特段の事情はないが、現在、将来のノンファーム型接続等を見据え、地内系統の費用便益評価について検討を行う予定であり、まずは、これを踏まえた基幹系統等の増強の在り方について引き続き検討を行うこととしてはどうか。

- 一般負担の上限額について、地域間連系線等については、その増強の動機、目的、効果が各地域間連系線等ごとに異なると考えられるため、以下のとおりとはどうか。
- ✓ 以下の理由から地域間連系線等※<sup>1</sup>の増強と地内系統※<sup>2</sup>の増強とを区別し、一般負担の上限額を別々に適用すべきではないか。
  - 地域間連系線等の増強は、エリア間の安定供給確保のほか、電力取引の活性化などにも寄与するなど、その裨益は広く、特定のエリアにとどまらないというメリットがある。
  - 地域内への供給と連系線を介した他エリアへの供給とは、別々の託送行為であり、また、必ずしも同時に系統整備が行われるものではない。
- ✓ また、需給状況や系統の潮流状況はその時々によって変化することから、地域間連系線等の増強によるメリットは増強する時期や目的により異なる。このため、そのメリットを将来を見通して一義的に評価することは困難である。よって地域間連系線等の増強については、次のとおり、一般負担の上限額を適用することとしてはどうか。
  - 原則、地内系統と同様の一般負担の上限額を適用する。
  - ただし、地内系統の一般負担の上限額を上回る場合には、費用対効果を確認した上で、そのメリットに応じて、一般負担の上限額を個別に積み増すことなどを検討する。

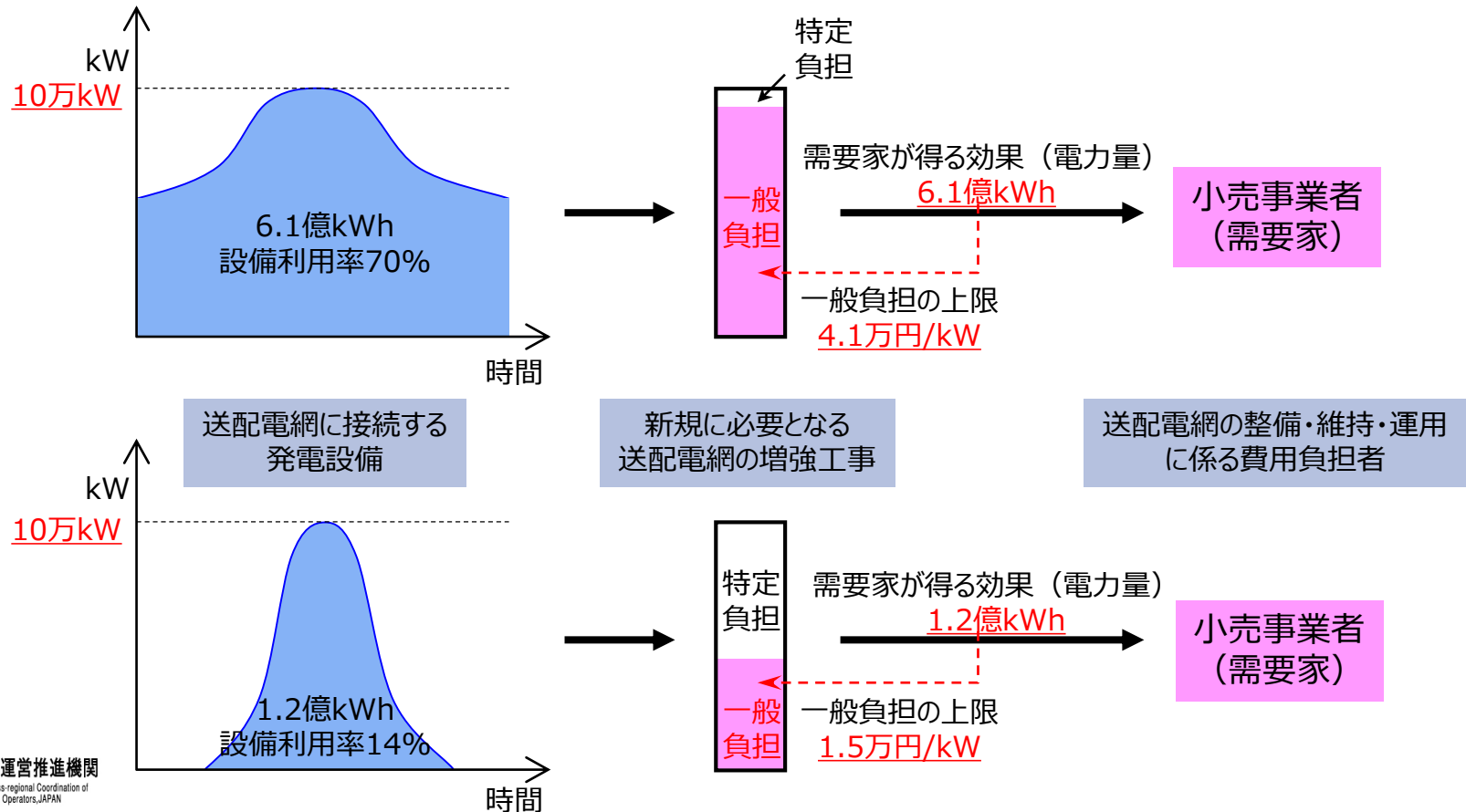
※ 1 地域間連系線に係る計画策定プロセスにより、地域間連系線の運用容量を増加させるために一体として整備する地域間連系線及び地内系統。

※ 2 地域間連系線等に含まれる地内系統を除く。



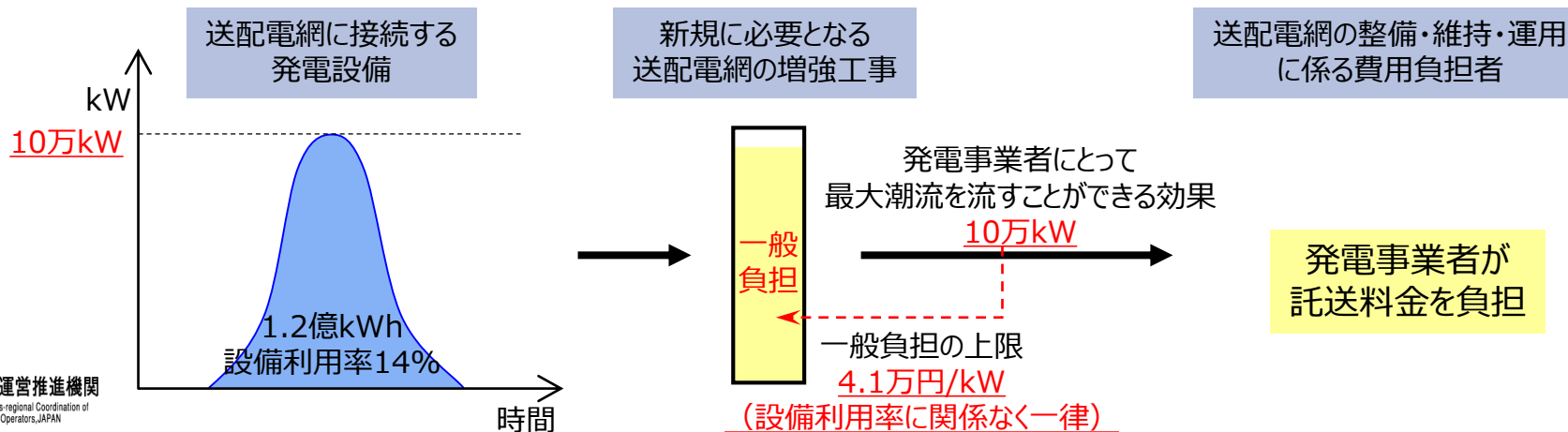
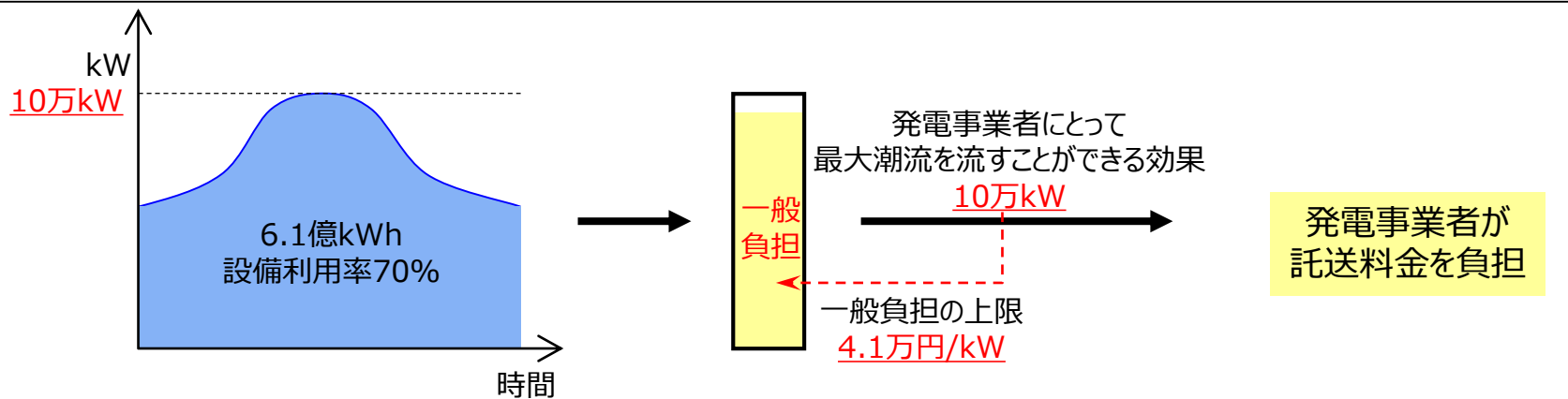
# (参考) 従来的一般負担の上限額設定の考え方 (託送料金の需要側課金が前提)

- これまでは、送配電網の維持・運用に係る費用を100%小売事業者に課金
- 同じ設備増強を行ったとしても需要家が得る効果は発電設備の利用率によって異なるため、設置される発電設備の利用率を勘案し、需要家負担の平準化を図る必要があった。
- このため、非効率な系統利用に対し、最終負担者である需要家の過大な負担とならないように、設置される発電設備の利用率に応じて、一般負担の上限額を補正したもの。
- 一般負担の上限超過分は電源設置者の負担金となることで、設備利用率の低い発電設備の系統接続に対して一定のディスインセンティブとなり、結果的に効率的な設備形成が促される仕組みとなっていた。

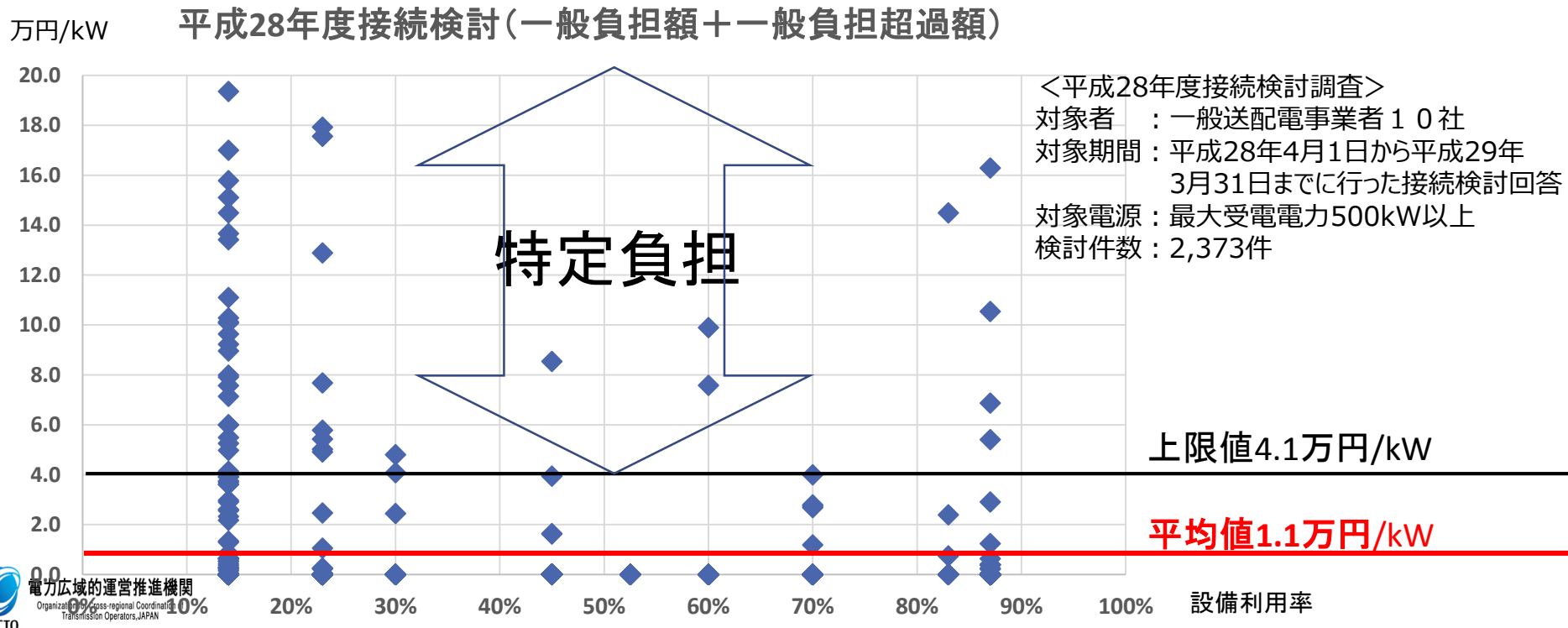


# (参考) 今後の一般負担の上限額設定の考え方 (託送料金の発電側課金が前提)

- ・今回、系統利用者である発電側にも託送料金の負担を求める方向で検討されている。
- ・送配電設備の増強は、発電設備から生ずる最大潮流を勘案する必要があるため、発電側の系統利用に対する負担のあり方としては、当該発電設備のkWに応じて託送料金を負担することが理想的といえる。
- ・これにより、利用率の低い発電設備は、利用率の高い設備に対して託送料金の負担が相対的に重くなるため、設備利用率の低い発電設備の系統接続に対する一定のディスインセンティブとなると考えられ、効率的な設備形成という観点においても従来と同等の効果が期待できる。
- ・このため、一般負担の上限額に対する発電設備の利用率補正は不要となる。



- 広域機関では一般負担の上限額の評価を行うため、各一般送配電事業者に対し平成28年度接続検討（接続契約に至っていないものも含む。）の調査を実施。
- 資源エネルギー庁の4.1万円/kW一律との案を踏まえ、仮にこの接続検討において一般負担の上限額を4.1万円/kWとした場合、一般負担額の平均は1.1万円/kWとなった。なお、全接続検討の結果のうち、1,071件は一般負担額は1万円/kW以下であった。
- 28年度の実績に基づけば、4.1万円/kW一律とした場合でも、一般負担の平均単価は、過去実績の1.1万円/kWと負担水準に変化はないと考える。（ただし、系統アクセス数が増えることで一般負担の支出が増えることには留意が必要である。）



- 平成28年度の調査を基に一般負担の上限額が4.1万円/kW一律となった場合に発生する一般負担の追加費用は、最大約72億円の支出と試算される。
- これは、あくまで、接続検討結果であり、さらに事業性の判断を行うことから、全ての接続検討が契約に至るとは考えられない。

### 【一般負担の上限額一律化の追加費用の試算】

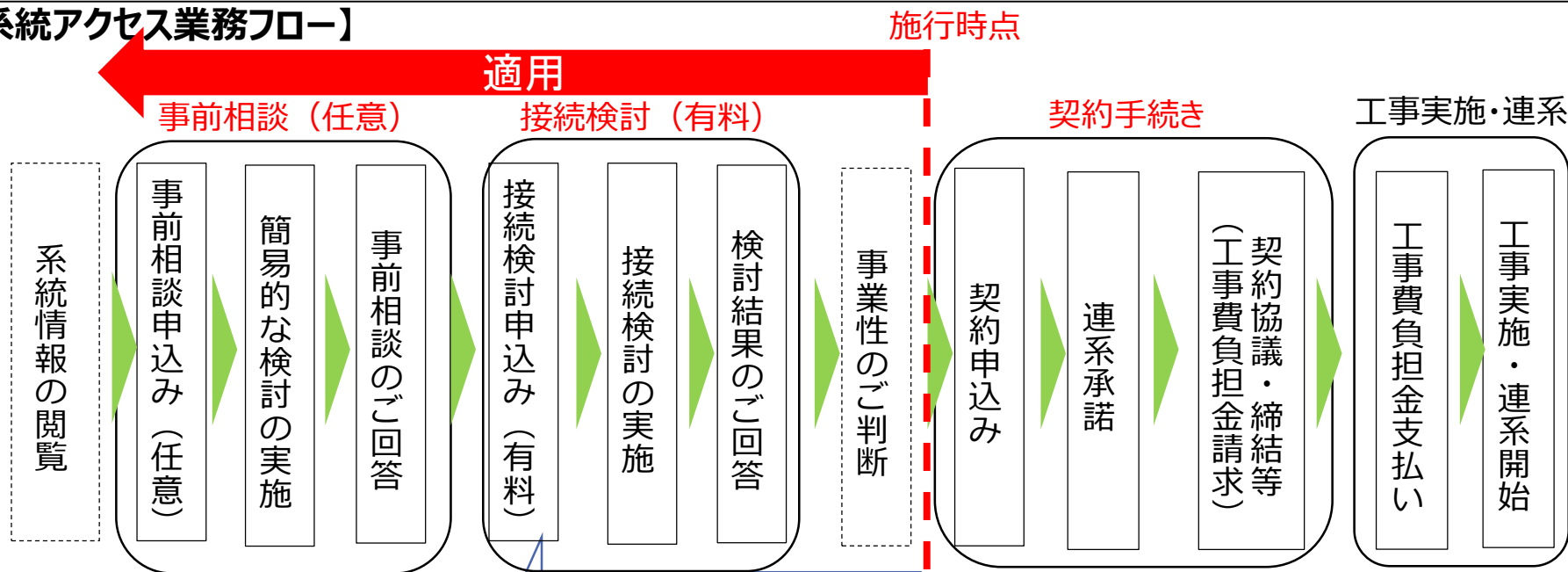
- 一般負担上限4.1万円/kW未満の電源（太陽光、風力、水力等）：2,049件  
うち、一般負担の上限額を超過する電源：170件  
（さらに、事業性を勘案し仮に工事費負担金単価が15万円/kW以上の電源を除くと81件）

仮に、一般負担の上限額が4.1万円/kWに一律になり81件が全て接続したとしても、追加的な一般負担の額は約72億円程度となる（託送原価が約4.5兆円からみれば0.16%程度）。

- 費用負担ガイドラインでは一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」という基準額を指定することとしている。一般負担の上限額を4.1万円/kWとした場合でも、
  - ✓ 一般負担の水準は、平均で1.1万円/kW程度であり、過去実績で決定した際の平均値である1.1万円/kWと水準の大きな変化はないこと
  - ✓ 過去実績最大は4.1万円/kWを上回ることは考えにくいこと
  - ✓ 発電側基本料金の導入により、需要家負担の平準化と効率的な設備形成が図られることが期待されること
- これらを踏まえれば、今回の見直しでは、一般負担の上限額を4.1万円/kW一律としてはどうか。
- なお、一般負担の上限額の水準については、引き続き、必要に応じて評価・見直しを行うこととしてはどうか。

- 発電事業者からの「接続に必要な負担が大きい」といった声等を踏まえ、新たな一般負担の上限額の適用時点において進行中の系統アクセス案件及び募集プロセスについても適用の考え方を整理する必要がある。系統アクセスについては、契約申込み前の案件に適用することとしてはどうか。
- ただし、既に応募している電源で見直しにより一般負担の上限額が下がる電源については、現行制度下で事業性の判断等を行っており、施行時に接続検討申込みが正式に受理された案件については現行の一般負担の上限額を適用してはどうか。
- なお、旧ルール（費用負担ガイドライン適用以前）に契約申込みを行った案件については、今般の見直しに係らず、適用されない。新たな一般負担上限額の適用のためには再度接続検討申込みが必要となる（募集プロセスも同様）。

## 【系統アクセス業務フロー】

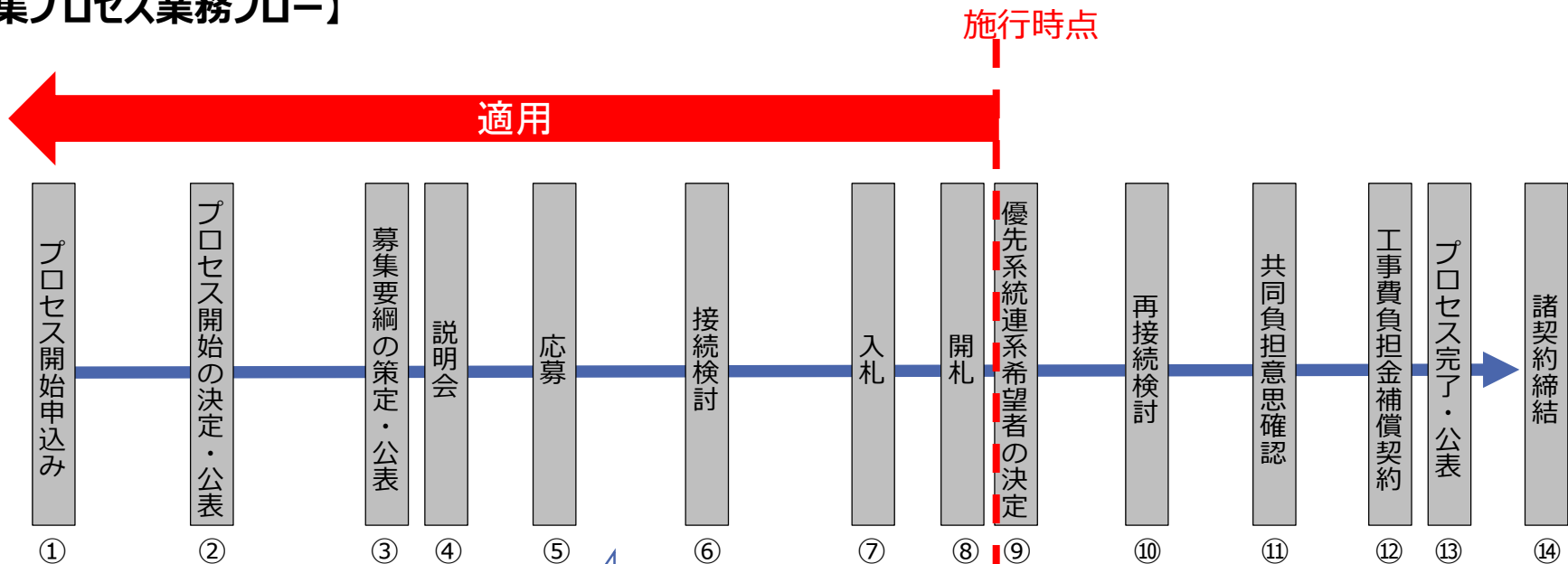


見直しにより上限額が下がる電源は、見直し施行時点で、申請が正式に受理された場合、現行の一般負担上限



- 電源接続案件募集プロセスは見直し施行時に優先系統連系希望者の決定前のものについて適用してはどうか。
- ただし、既に応募している電源で見直しにより一般負担の上限額が下がる電源については、現行制度下で事業性の判断等を行っており、施行時に応募済みの案件については現行の一般負担の上限額を適用してはどうか。

## 【募集プロセス業務フロー】



見直しにより上限額が下がる電源は  
見直し施行時点で、応募済みの場合、  
現行の一般負担上限

- なお、適用時期についても、資源エネルギー庁の審議会において、適用時期と一般負担の上限額が下がる電源に対する適用の仕方についても整理がされている。

第5回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (H30.4) より

### 見直し後の一般負担の上限額の適用時期について

- 見直し後の一般負担の上限額の適用時期については、足下でも「接続に必要な負担が大きい」といった声も多くあることから、広域機関において一般負担の上限額の見直しを決定次第、即施行としてどうか。
- 見直しについては、費用負担ガイドラインを策定した際の整理等も踏まえ、施行後に接続契約の申し込みを行う案件（募集プロセス案件においては、施行後に「優先系統連系希望者」が決定するもの※）から適用の対象としてどうか。

※この結果、進行中の募集プロセス案件18件のうち、2、3件程度が見直し後の一般負担の上限額が適用されることとなる見込み

- なお、接続検討の申し込み段階で、発電事業者は現行制度下での事業検討を行っていることから、適用に際して、施行時に既に接続検討の申し込みが正式に受理されている案件（募集プロセス案件においては、応募がされている案件）において、現行の一般負担上限額が見直し後のkW一律の額よりも高い電源については、現行の一般負担の上限額を適用してどうか。
- 発電側基本料金については、電力・ガス取引監視等委員会に設置された送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WGの中間とりまとめ案では、導入時期について「2020年以降できるだけ早い時期を目的に導入することを目指す」としているところ。①足下でも「接続に必要な負担が大きい」といった声も多くあること、②一般負担の上限額の見直しによって送配電事業者にとってのインシヤルコストが増加するが、発電側基本料金の導入によって、コスト回収の確実性が高まると考えられることから、一般負担の上限額の見直しについては、発電側基本料金の導入を前提としつつ、発電側基本料金の導入前に稼働する案件についても、見直し後の一般負担の上限額を適用することとしてどうか。

- 一般負担の上限額の見直しについてパブリックコメントを実施し、最終的な一般負担の上限額の決定については、発電側基本料金の導入の方針がとりまとめられた後に、理事会において見直しを審議し、理事会決定により施行とする。